平成２４年（フ）第１６３号
茨城県龍ケ崎市川原代町1119番地１　パルテールグランＡ棟202号室
債務者　外内　啓介
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
茨城県龍ケ崎市川原代町1119番地１　パルテールグランＡ棟202号室
債務者　外内公奈三（旧姓田河）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
茨城県取手市米ノ井375番地11　ココメロＴ＆Ｔ－Ｂ201号
債務者　栗原　明美（旧姓墳崎）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
茨城県取手市井野台１丁目21番３―313号
債務者　小倉美由紀（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
茨城県稲敷市堀川3290番地16
債務者　浅野　敏治
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
長野市大字柳原1906番地　西沢アパート７号
債務者　中村　幸子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
長野県大町市常盤1526番地
債務者　川上　五月
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３７４７号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ1005号
債務者　福里　幸子（旧姓永吉）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７３号
大阪府高槻市古曽部町２丁目15番８―405号
債務者　奥野　　正
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９２号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―603号
債務者　金本　浩樹
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１６号
大阪市生野区新今里２丁目５番６号　ハピネスジュン３Ｂ
債務者　冨嶋　健一
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２９号
大阪市西区北堀江２丁目８番16―102号
債務者　奥寺　宗久
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７６号
大阪市大正区平尾２丁目18番10号　ハイツ山科101号
債務者　屋比久せな
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９９号
大阪市東成区大今里４丁目５番26号　レオパレスＳｉｍｐｌｅ大今里202号
債務者　松田忠浩こと　李　　忠浩
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２０号
大阪府枚方市星丘２丁目４番46号
債務者　小倉　光司
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２５号
大阪府枚方市渚西１丁目５番15―403号
債務者　山田　清子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２７号
大阪市東住吉区桑津１丁目10番９―302号、前住所奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目２番地７
債務者　大吉重美子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部